

指定研修について(案)

資料2

【検討経過】

- 特定行為を包括的指示により実施するために必要な能力を習得するための教育内容等について、「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」において試行事業の実施状況等を踏まえ検討を行い、関係学会等から意見募集を行った。
- 一方、特定行為の考え方について、「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」において整理されたところであり、この考え方に基づき教育内容等についてさらに検討を行ってはどうか。

【今回検討する項目】

- 特定行為を包括的指示で実施するための指定研修のあり方 ……………P. 2
- 指定研修における教育内容とその到達目標 ……………P. 3/4/5
- 指定研修機関等の研修実施方法 ……………P. 6
- 指定研修にかかる修了認定及び修了登録までの流れ ……………P. 7
- その他
 - ・具体的指示で特定行為を実施する場合の院内研修等 ……………P. 8

※指定研修を行うために必要な上記以外の項目については引き続き検討する。

指定研修のあり方について

- 特定行為の考え方に基づいた場合、指定研修はどのような能力の習得を目指すものとするか。

＜特定行為の考え方＞（第30回チーム医療推進のための看護業務検討WG提示資料より）

- ・ 行為そのものに「技術的な難易度又は判断の難易度」があることに加えて、
- ・ 予め対象となる病態の変化に応じた行為の内容が明確に示された、特定行為に係るプロトコールに基づき、看護師が病態の確認を行った上で実施することがある行為

- 指定研修は、医療現場の状況に応じた領域ごとに特定行為の範囲を明確にし、その特定行為の範囲に対応した研修内容としてはどうか。

その際、

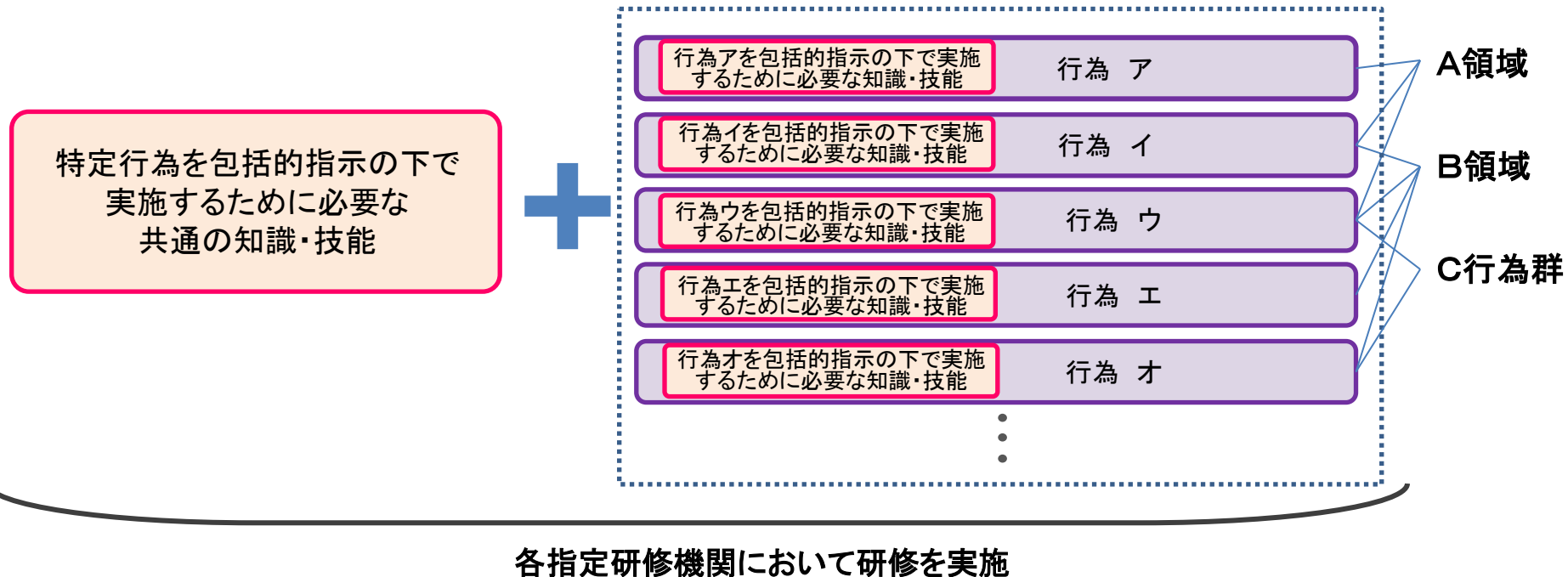
- ① 各指定研修機関における領域ごとの特定行為にかかる知識・技術等を、全研修受講者が全て習得することを目指すこととするか。
- ② 領域における全ての行為ではなく、各研修受講者が習得したい一定の行為群または個別の行為にかかる知識・技術等を選択して習得を目指すこととするか。

- 指定研修を特定行為の範囲に応じた研修とした場合、指定研修は習得すべき内容と単位数により規定することとしてはどうか。

※ 研修に必要な期間は、指定研修機関の自由裁量により設定することができる。

特定行為の範囲に応じた領域と指定研修における教育内容について(イメージ)

- 指定研修機関においては、特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能を教授するとともに、特定行為を教授することとしてはどうか。



※ その他特定行為ではないが各指定研修機関において専門的な教育が必要と考える内容等について、各指定研修機関の自由裁量により追加することは差し支えない。

指定研修における教育内容とその到達目標について(イメージ)

- 特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能の枠組みは「基盤となる理論等」「基礎となる知識」「技術・能力」「総合的知識・統合力」「臨床実習」で示すこととしてはどうか。
- 特定行為を教授する際の修了のための到達目標及び評価方法についてはどのように考えるか。

特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能



行為アを包括的指示の下で実施するために必要な知識・技能

行為 ア

行為イを包括的指示の下で実施するために必要な知識・技能

行為 イ



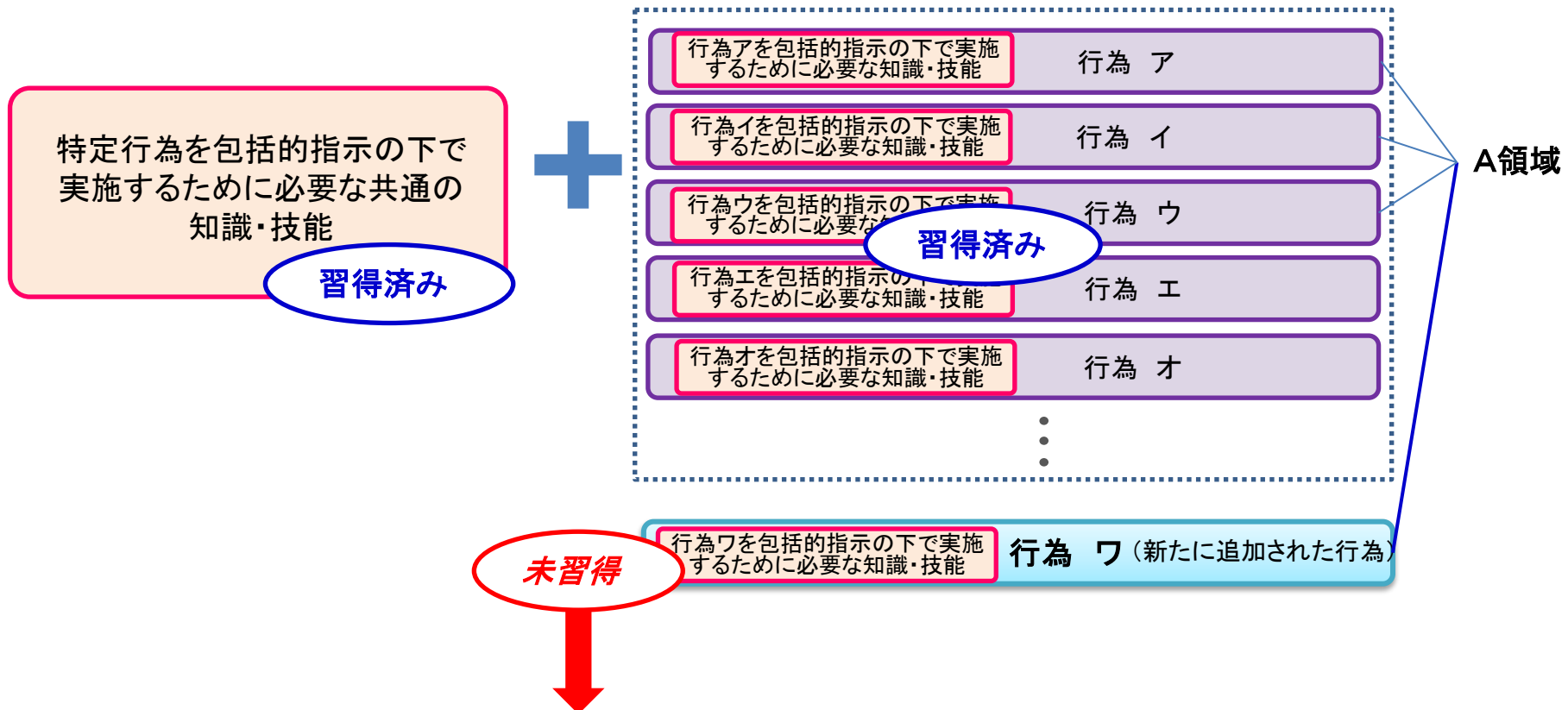
	到達目標 (※単位数を規定)	教育内容
理論等 基盤となる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の社会的背景や心理的状況を把握・評価するために必要な知識及び応用方法を理解する。 ○ 疾病管理に必要な知識及び応用方法を理解する。 ○ 高い臨床実践に伴って生じ得る倫理的諸問題の対処方法を理解する。 	看護実践論、病態理論及び看護・医療倫理を含む内容
知識 基礎となる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高い臨床実践において、患者の訴える症状や身体所見等から正確な症状の評価や臨床推論を実践し、正確かつ適切な一次的鑑別診断にかかる知識を習得する。 ○ 診断に基づく薬物療法の基本を理解し、高い臨床実践において個々の患者の状態に合わせて包括的指示を受けて、薬剤を適切に使用するための知識を習得する。 	解剖生理学、病態生理学、診察・診断・治療学、栄養学及び臨床薬理学を含む内容
能力 技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の身体的状態を正確に把握・評価できる。 ○ 臨床推論を行い、包括的指示を受けて疾病の検査・治療を適切に行い、また、薬物療法を安全かつ効果的に実施できる。 ○ 患者の急激な病態変化に対して適切に対応できる。 	フィジカルアセスメント及び診察・診断・治療技術論を含む内容
統合力 総合的知識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 疾病管理を行う上で、多職種によるチーム医療の中で十分に能力を発揮できる。 ○ 高い臨床実践に必要とされる医療安全について理解し、率先して実践できる。 	医療管理学、保健医療福祉システム論及び医療安全学を含む内容
実臨床 実習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 疾病の治療と療養生活の質の向上の双方の視点を持ち、疾病管理を実践できるよう、高い臨床実践能力に統合する。 	臨床実習

※具体的な基準については、上記の枠組みを踏まえて今後検討。

特定行為が追加された場合の指定研修のあり方について(イメージ)

- 特定行為が新たに追加された場合、特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能については習得済みとなっていることから、追加の研修は、新たに追加された特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な知識・技能を教授することとしてはどうか。

＜行為ワが、A領域に新たに特定行為として追加された場合＞



追加の研修として、未習得の行為ワとそれに必要な知識・技能を教授する。

指定研修機関等の研修実施方法について(イメージ)

● 指定研修機関等の研修の実施は、以下のような場合が考えられるのではないかと。

- ・指定研修機関において全て研修を実施する場合
- ・指定研修機関外で実習を実施する場合

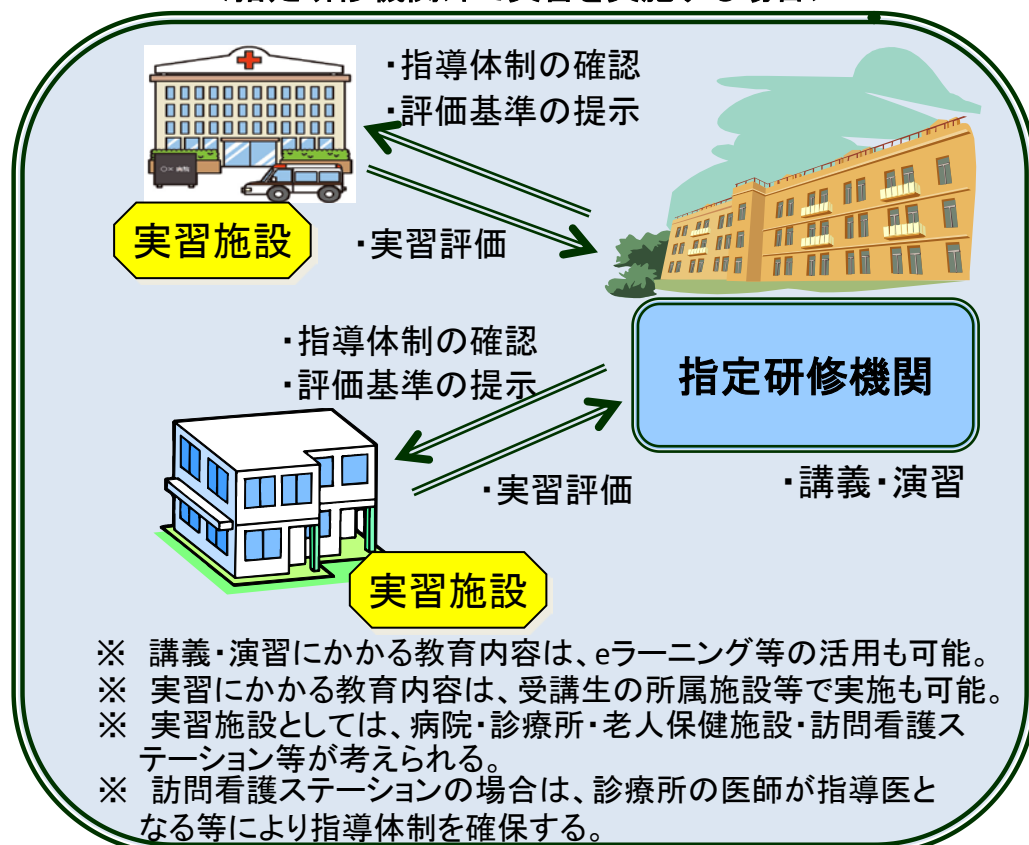
※ 各実習施設における指導は指定研修機関の策定した基準に基づいて実施し、評価は指定研修機関の責任において実施することとする。

※ 最終的な研修修了にかかる評価は、指定研修機関が主体となり考査することとする。

＜指定研修機関において全て研修を実施する場合＞



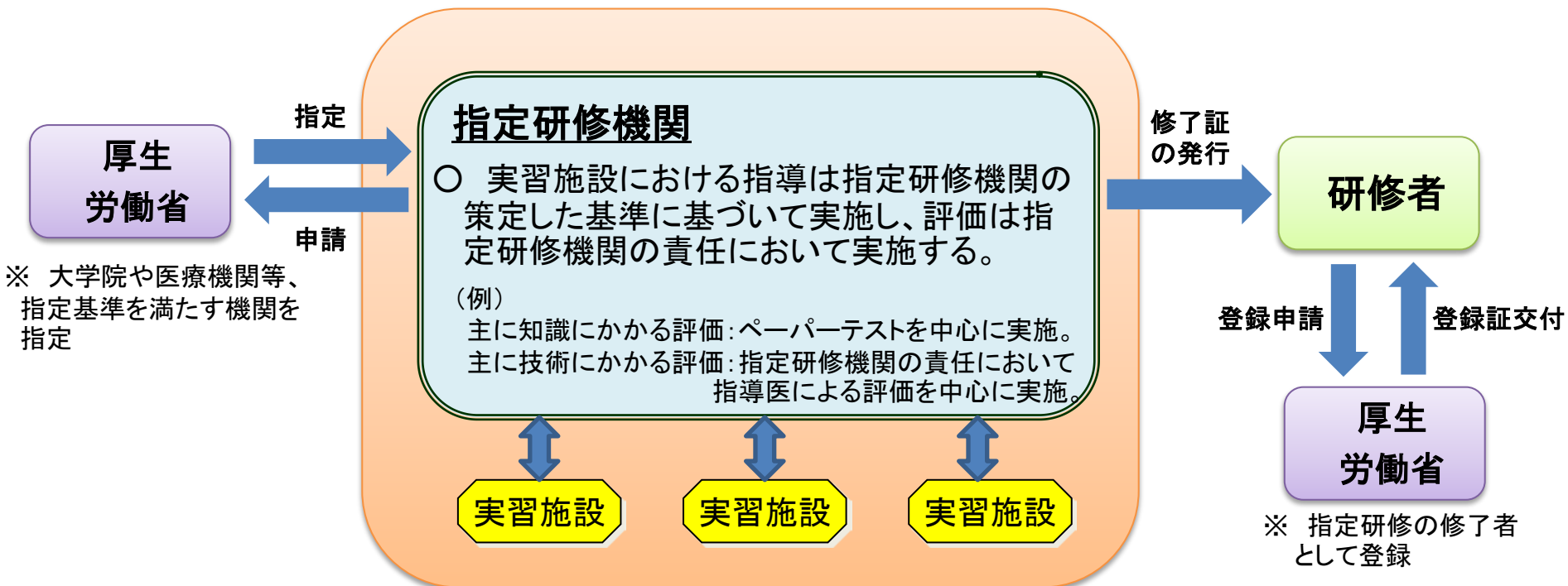
＜指定研修機関外で実習を実施する場合＞



研修の枠組み(教育内容、単位等)については、指定研修機関の指定基準として省令等で定める。

指定研修にかかる修了認定及び修了登録までの流れについて(イメージ)

- 指定研修にかかる修了認定及び修了登録の要件として、指定研修機関において審査等の客観的評価を行うこととしてはどうか。



※ 特定行為が追加された場合は、指定研修機関が実習施設と認めている施設等において必要な研修を実施し、指定研修機関より追加研修の修了証を得て、登録内容に追記することとする。

具体的指示で特定行為を実施する場合の院内研修等について

- 具体的指示で特定行為を実施する場合の看護師一般に対する院内研修等については、指定研修における教育内容及び到達目標等に準じて実施することとし、看護師一般が具体的指示で実施するために必要な程度の知識・技術について、一定のガイドライン等を策定してはどうか。